

日医発第 670 号 (保 118)  
平成 27 年 10 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

#### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平成27年9月30日付厚生労働省告示第411号及び第412号をもって薬価基準及び掲示事項等告示の一部が改正され、平成27年10月1日から適用されました。

今回の改正の概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 12 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

#### 記

##### 1. 日本薬局方の改正による名称の変更について

すでに薬価基準に記載されている医薬品の一部が、平成 27 年 10 月 1 日より局方品として取り扱われることに伴い、各医薬品の収載名に (局) の記号を追加することによる名称の変更が行われた。

##### 2. 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継について

製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品「ダルテパリン Na 静注 5000 単位/5mL 「KCC」」が薬価基準の別表に記載されるとともに、旧名称の医薬品「ダルテパリン Na 静注 5000 単位/5mL 「マイラン」」は掲示事項等告示の別表第 7 に記載され、経過措置品目（使用期限：平成 28

年3月31日限り)とされた。

なお、今回の承継に伴い、「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について(平成26年3月5日付け保医発0305第13号)が改正され、新名称の医薬品「ダルテパリンNa 静注5000単位/5mL「KCC」」は、診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品として掲載されている。

(添付資料)

1. 官報(平27. 9. 30 号外第224号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について  
(平27. 9. 30 厚生労働省保険局医療課長)